



Public Information



毎月1日発行

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
 ☎(0564)62-1111
 FAX(0564)63-5139
 幸田町ホームページ☑<http://www.town.kota.aichi.jp>
 Eメール☑kota@town.kota.lg.jp

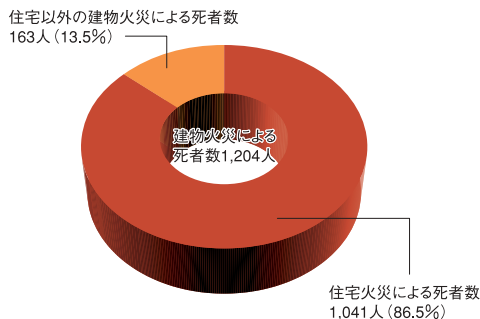
発行☑幸田町 編集☑総務部企画情報課

あなたの家にも住宅用火災警報器を 設置しなければなりません

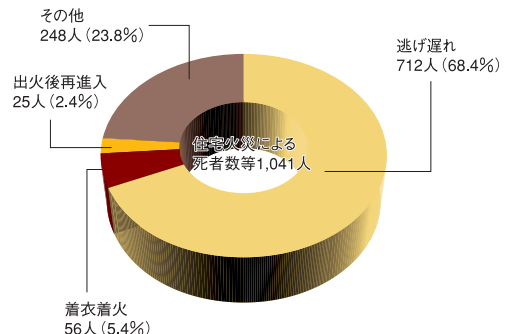
消防法および幸田町火災予防条例が改正され、「住宅用火災警報器」を戸建住宅や共同住宅に設置するよう義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年5月31日までに設置しなければなりません。

なぜ設置するの？
 住宅火災による死者数は急増しています。特に、死者の半数以上が高齢者となっています。また、死者の原因の7割は、逃げ遅れとなっています。

アメリカでは、住宅火災警報器等の設置が義務化され、21年間で火災による死者は約半分まで減っています。



「住宅火災による死者数」は、建物火災による死者数の約9割に及びます。



「住宅火災による死者数」の約7割が逃げ遅れによるものです。

悪質な訪問販売にご注意ください

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適切な価格や必要のないところに設置を強要する業者にご注意ください。

* 消防署が住宅用火災警報器等を販売することはありません。

問合せ 消防課予防係 ☎ 63 - 0119